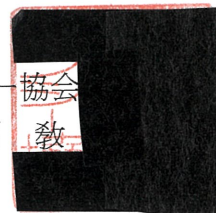




令和 7 年 7 月 1 5 日

三重県地方最低賃金審議会
会 長 西 川 昇 吾 様

一般社団法人三重県タクシー協会
会 長 末 吉 利 敬



地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が約 85%、従業員数 300 人以下の企業が、約 99% となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の



観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 7 月 25 日

三重地方最低賃金審議会

会 長 西川 昇吾 様

三重県労働組合総連合

議長 新家 忠文

2025 年三重地方最低賃金の引き上げに関する意見書

日頃より、地域の労働者の生活の向上と三重県経済の健全な発展のためにご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

私たちは、今年の最低賃金審議会に際し、最低賃金を速やかに 1500 円以上に引き上げること、ならびに全国一律最低賃金制度の実現を強く求めます。

○物価高騰と最低賃金の乖離

2024 年度の最低賃金改定による三重県の最低賃金 1023 円は、生活の実態からあまりにも乖離しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワーク・トリプルワークを強いられ、「このままでは暮らしていけない」と悲鳴を上げています。エネルギーや食料品をはじめとした物価の急激な高騰に対して、実質賃金の低下が続き、労働者の生存権が脅かされています。

○全国一律制と地域間格差の是正

最低額（秋田：951 円）と最高額（東京：1163 円）の間には 212 円もの開きがあり、同じ労働でも月に 31800 円、年収で 38 万円以上の差が生じます。こうした格差が、地方から都市部への若年層の流出を加速させ、地域経済の衰退を招いています。三重県でも、特に北勢地域でこの傾向が顕著です。

最低賃金を全国一律とし、生計費原則に基づく制度へと法改正を進め、地域間格差の是正を求めます。

○最低生計費試算と「1500 円では足りない」現実

全労連が全国 27 都道府県・約 4 万 9 千人を対象に行った最低生計費試算では、どこでも必要な生活費はほぼ同水準であり、物価上昇を加味した直近のデータでは、時給 1700～1800 円が必要とされています。

「普通に働けば人間らしく暮らせる社会」を実現するため、1500 円は「最低限の最低限」であることを重ねて強調します。

○中小企業支援の抜本的拡充

最低賃金の引き上げにあたって、中小企業・小規模事業者が対応可能となるよう、直接的・抜本的な支援策が必要不可欠です。現在、地方自治体による補助制度が各地で創設されていますが、国による十分な財政措置と施策強化が求められます。

とりわけ、社会保険料の使用者負担軽減、雇用保険料の免除措置など、具体的かつ効果的な支援



を講じるべきであり、審議会として強く国に求めるべきです。

○専門部会の全面公開と民主的運営

一昨年来、専門部会の一部公開が行われましたが、実質的な議論の中身が不透明と言わざるを得ません。最低賃金は憲法 25 条の生存権と密接に関わる「ナショナルミニマム」であり、非公開の密室で議論されるべきものではありません。

本来、専門部会は三者が一堂に会し、公開の場で議論を行うことが基本であるべきです。どうしても意見がまとまらない場合に限り、例外的に個別の二者協議を行うのが筋であり、現在のように「二者協議が主」で「三者協議が従」という体制は、審議会の本来の性格に照らしても極めて不適切です。このような現状の是正を強く求めます。

そのうえで、審議の正当性と透明性を確保するためにも、専門部会および審議会の全過程を原則として全面公開とし、議事録についても完全な形での作成と公開を行うよう強く求めます。

○審議会運営の改善と多様な意見の反映

最低賃金の影響を最も受けているのは、非正規労働者や女性をはじめとする社会的に脆弱な立場に置かれた人々です。こうした当事者の声を、審議会の場で直接反映させることが不可欠です。

審議会および専門部会において、非正規労働者や女性など、最低賃金の当事者から意見を聞く機会を設けるよう強く求めます。発言の場が形式的なものにとどまらず、審議内容に実質的に反映されるようにすることが重要です。

○審議会答申の透明性と説明責任の確保

現在の審議会答申では、結論のみが示されており、どのような審議を経てその額が決定されたのか、明確な根拠や理由が記載されていません。これでは、最低賃金法第 9 条に定められた三要素をどのように考慮したのか、判断することができません。

審議会においては、審議の経過とともに、決定された最低賃金額の根拠・理由を明記した答申とすることを求めます。審議の透明性を確保し、説明責任を果たすことが、最低賃金制度に対する社会的信頼の構築に不可欠です。

○労働行政体制の強化

最低賃金の改定や中小企業支援を着実に推進していくためには、労働行政の体制強化が不可欠です。特に、公共職業安定所や労働基準監督署をはじめとする都道府県労働局において、正規職員の大幅な増員が求められています。

審議会として、こうした労働行政体制の拡充・強化を国に対して強く要望していただきますよう、求めます。

以上